

陽明文庫所蔵の江戸中後期近衛家歴代当主日記の原本について

尾 上 陽 介

はじめに

公益財団法人陽明文庫には撰関家筆頭近衛家歴代当主の日記が護り伝えられている。近衛家初代基実の祖の日記では、藤原師輔の『九曆』をはじめ、師輔孫道長の『御堂関白記』、道長曾孫師通の『後二条師通記』、師通男忠実（基実祖父）の『殿曆』等の、原本・古写本や断簡等が所蔵されている。基実以降では、鎌倉期の近衛家三代家実の『猪隈関白記』、四代兼経の『岡屋関白記』、五代基平の『深心院関白記』、南北朝期の九代道嗣の『後深心院関白記』、室町・戦国期の十二代房嗣の『後知足院関白記』、十三代政家の『後法興院関白記』、十四代尚通の『後法成寺関白記』、十七代信尹の『三藐院記』がある。江戸期に入ると、十八代信尋の『本源自性院記』以降、明治期の二十八代篤磨の『近衛篤磨日記』に至るまで、歴代当主全員の日記原本が残されている。

先の日記群の内、師輔から江戸前期の十九代尚嗣の『尚嗣公記（妙有真空院記）』⁽¹⁾までは、基本的に陽明文庫において最も貴重な史料群である「十五函文書」として整理されており、その目録は校訂した上で翻刻した⁽¹⁾。また、歴代最多となる一巻・二一三冊の原本が伝来している二十代基熙の『基熙公記（応円満院記）』と、最後の『近衛篤磨日記』についても、それぞれ先に目録をまとめておいた⁽²⁾。『基熙公記』は江戸後期

成立の「元亨利貞函」（元・亨・利・貞の四つの函からなる）の内の元・亨・利の三函に、二十一家熙の『家熙公記（予楽院記）』以降の歴代当主日記は貞函や個別の函に、それぞれ収納され、現在まで護り伝えられている。

本稿では、科学研究費補助金基盤研究(B)「撰関家伝来大規模史料群の目録精緻化による構造の解明と研究資源化」(研究代表者尾上陽介)による成果の一部として、これまで触れていなかった二十一家熙から二十代忠房までの近衛家歴代当主日記の原本について、目録情報をまとめておきたい。

一 近世近衛家における家熙以降の歴代当主日記の伝来状況

家熙(一六六七〜一七三六)から、家久(一六八七〜一七三七)、前(一七二八〜一七五五)、経熙(一七六一〜一七九九)、基前(一七八三〜一八二〇)まで五代の当主日記は、江戸時代からすでに前述の貞函に収納されて伝来していた。この貞函蓋の裏面には共に江戸時代に貼付されたと思われる貼紙が二重にあり、それぞれの時期の貞函の内容目録(以下、函蓋目録とする)が記載されている⁽³⁾。この内容は伝来過程での状況を伝えるものであり、左に掲示しておく。〈〉内は小字割書、／は改行位置、《》内は割書の割書、『』は朱書、〔〕は改めるべき文字であ

ることを示す。現状の史料番号を枠で囲み付記した。

二十一世家憲
子楽院殿

貞享三年〈自正至九／九月〉二冊 予一・四

行間補書
元禄二年〈正月〉一冊 予六

元禄四年〈自閏八／至十〉一冊 予八

同 五年〈正月〉《自一日／至六日》一冊 予九

同 六年〈十一月〉《自一日／至廿五日》一冊 予一〇

同 七年〈正月〉一冊 予一一

同 九年〈十一月〉一冊 予一二

同 十六年〈自正／至八〉一冊 予一三

同 十七年〈正月／二月〉二冊 予一四・一五

宝永五年〈正月〉一冊 予一七

御筆物〈十一冊〉一包 予一八他

二十一世家憲
如是観院殿

正徳二年〈自八月／至十一月〉一冊 如一

同 三年〈八月〉一冊 如二

同 四年〈正／自二至五〉二冊 如三・四

同 五年〈自正至三／自八至九／十月〉三冊 如五・六・七

享保二年〈正月〉一冊 如八

同 三年〈自正至五／三月〉二冊 如九・一〇

同 七年〈五月〉一冊 如一

同 十一年〈自六至九／自十至十二／六月閏白宣下〉三冊 如

上欄補書
三・一四・一一

十二行間補書
二・三 一冊 如一五

御筆物
一包〈但御冊〉

二十一世家憲
大解脱院殿

宝曆三年〈十一月〉一冊 大二

同 七年〈自三／至十〉八冊 大二〇・九

宝曆十二年〈自七至八／八月／自八至九〉三冊 大二一・二

二・二三

〈寛延三年〉桜町院天皇諒闇記 一冊 大二四

〈安永八年〉後桃園院天皇諒闇記 二冊 大二五・二六

御筆物〈五点〉一包

二十四世家憲
後子楽院殿

安永九年〈自正至七／自八至十二〉二冊 後予一・二

同 十年〈自正／至六〉一冊 後予三

天明五年〈自九／至十二〉一冊 後予四

同 六年〈自正至三／自四至十二〉二冊 後予五・六

同 七年〈自二至七／自八至十二〉二冊 後予七・八

二十五世家憲
同 八年十二月ヨリ／九年二月マテ 一冊 後予九

証常楽院殿

寛政十年〈自正／至三〉一冊 証一

同 十三年〈正月〉全 証二

〈文化元〉享和四年〈自正／至五〉全 証三

文化三年〈正月〉全 証四

同 四年〈正月〉全 証五

同 五年〈正月〉全 証六

同 六年〈正月〉全 証七

行間補書
同 七年〈正月〉全 証八

同 八年〈正月ヨリ至／十四年文政二年正月〉全 証九

同 十年〈正月〉全 証一〇

同 十一年〈自四月至／十四年正月〉全 証一一

同 十二年〈自三月／至四月〉 全 証二二

右の貞函蓋貼紙上層の目録は、「証常楽院殿」（基前）が下層の貼紙に見えないことから、基前が文政三年（一八二〇）に薨じた後、その日記を取りまとめて貞函に加えた際の状況を示していると思われる。現状の史料番号で整理されていて、ここに見えないもの（予二・三・五・七・一六、大一〇～二〇、証一三など）は、その後近衛家内で見出され、すでに知られていた日記群に加えられたものである。

下層の貼紙は以下の内容であることが上層を透かして判読できる。

貞之函

予楽院殿

元禄四年〈自後八月／到十月〉 一冊

同 五年〈正月《自一日／至六日》〉 一冊

同 六年〈十一月〉 一冊

同 七年〈正月〉 一冊

同 九年〈十一月〉 一冊

同 宝永七年〈四月〉 一冊

同 五年〈正月〉 一冊

外二一冊〈年号不明／元禄十六年正月十九日〉

如是観院殿

正徳二年〈自八月／至十一月〉 一冊

同 三年〈八月〉 一冊

同 四年〈正／自二至五〉 二冊

同 五年〈自正至三／自八至九／十月〉 三冊

享保二年〈正月〉 一冊

同 三年〈自正至五／三月〉 二冊

同 七年 一冊

同 十一年〈自六至九／自十至十二〉 二冊

同 十二年〈自二至三〉 一冊

大解脱院殿

宝暦三年〈十一月《十六日／十七日》事〉 一冊

宝暦七年〈自三月／至十月〉 一冊

但八冊

後予楽院殿

天明五年〈自九月／至十二月〉 一冊

同 六年〈自正至三／自四至十二〉 二冊

同 七年〈自二至七／自八至十二〉 二冊

安永九年〈自正至七／自八至十二〉 二冊

『予楽院殿御筆物一包（但十一冊／有）』

『大解脱院殿御筆物一括（但七冊有）』

『予楽院殿御記（貞享三自正至九／一冊同九月一冊）』

『同 〈元禄十七年正月／二月〉 二冊』

右のうち、上層にあつて下層にないもの（予六、如一二、大二一～二六、後予三・九など）は、当主の日記を貞函に収めた当初には見当たらず、別々になっていたものである。

江戸時代後期の近衛家において、比較的近い時代の当主の日記は必ずしもまとまって管理されていた訳ではない状況がうかがえよう。

二 家熙以降の各当主日記原本

次に、貞函収納の二十一代家熙から二十五代基前までと、個別の函に収められている二十六代忠熙（二八〇八～九八）・二十七代忠房（一八三八～七三）の近衛家歴代当主の日記について目録情報をまとめておく。冊数の下の（×）は縦横の法量（単位cm）で、「」は改める

べき文字である。

ア、『家熙公記（予楽院記）』

二十一代家熙の日記原本。その諡号「予楽院」に因み、「予一」以下の番号が付されている。

●予一 貞享三年正月・九月 一冊（二六・九×二〇・〇）

表紙「貞享第三（丙寅）歳」。内容は貞享三年正月一日～十日、九月一日～十三日・十八日・二十日・二十一日条。このうち九月十八日条は「予四」冊と重複している。

●予二 貞享三年四月・五月 一冊（三〇・七×二二・二）

表紙「貞享三（丙丑）歳」。内容は貞享三年四月一日～五月十一日・十五日・十六日条。

●予三 貞享三年八月・九月 一冊（二九・八×二四・三）

表紙「貞享三歳」。内容は貞享三年八月十二日～十六日、九月十四日～十七日条。

●予四 貞享三年九月 一冊（三〇・六×二二・二）

表紙無し。内容は貞享三年九月十八日条のみで、予一と重複する。記事の文言は予一と微妙に異なっている。

●予五 貞享四年正月 一冊（二八・四×二〇・七）

表紙外題無し。内容は貞享四年正月七日条のみ。

●予六 元禄二年正月 一冊（二九・七×二四・二）

表紙外題無し。内容は元禄二年正月一日～十七日条。

●予七 元禄三年六月～八月・十一月 一冊（一三・七×一〇・〇）

表紙外題無し。冒頭「元禄三（庚午）歳 内大臣家熙（花押）」。内容は元禄三年六月一日～七月二十六日、八月二十四日・二十五日、十一月二十一日～二十四日条。もとは陽明文庫典籍目録甲号に記載されている

たもので、表紙に「近／二四四／一六二」のラベルが貼付されている。

●予八 元禄四年閏八月～十月 一冊（二八・八×二〇・八）

表紙「元禄四（辛未）歳」。冒頭「元禄四（辛未）歳 内大臣藤原家熙（花押）」。内容は元禄四年閏八月一日～十月八日条。

●予九 元禄五年正月 一冊（二八・八×二〇・八）

表紙「元禄五（壬申）歳」。冒頭「元禄五（壬申）歳 内大臣（花押）」。内容は元禄五年正月一日～六日条。

●予一〇 元禄六年十一月 一冊（二八・八×二〇・八）

表紙「元禄六歳（十一月自朔日／至廿五日）」。内容は元禄六年十一月一日～二十五日条。息男家久の元服に関する別記。

●予一一 元禄七年正月 一冊（三〇・三×二二・〇）

表紙外題無し。内容は元禄七年正月一日～七日条。

●予一二 元禄九年十一月 一冊（三三・六×二三・一）

表紙外題無し。内容は元禄九年十一月十五日～二十五日条。明正天皇葬儀に関する別記。

●予一三 元禄十六年正月～八月 一冊（一五・六×二四・八）

表紙外題無し、題簽「元禄十六年家熙公御記」。内容は元禄十六年正月十九日～七月八日・十八日・二十六日～八月四日条。

●予一四 宝永元（元禄十七）年正月 一冊（三三・六×二三・七）

表紙「元禄十七歳（正月）」、表紙見返「右大臣（花押）／正月十一日 転左大臣／十三日奏慶賀」。内容は宝永元年正月一日～三十日条。

●予一五 宝永元（元禄十七）年二月・三月 一冊（三四・一×二三・七）

表紙外題無し、表紙見返「三月十三日／為宝永元年」。内容は宝永元年二月一日～三月九日条。

●予一六 宝永四年四月 一冊（三二・四×二三・〇）

表紙「宝永四年（四月 儲皇親王宣下之事）」。内容は宝永四年四月二

十四日、四月一日〜五月二十三日条。紙背和歌懷紙。なお、一般文書目録二二九五四「御日記写」は正月一日〜三月十四日、四月一日〜十二日条の自筆別本で、本冊と重複する部分が収められている。

●如五 正徳五年正月〜三月 一冊（二六・三×一九・二）

表紙「正徳五年（正月）／内大臣（花押）」、表紙見返「内大臣正二位藤原家久／（歳廿九）」。内容は正徳五年正月一日〜三月十三日条。紙背和歌懷紙。

●如六 正徳五年八月・九月 一冊（二六・三×一九・二）

表紙「正徳五年（秋）／右大臣（花押）」。内容は正徳五年八月一日〜九月二十九日条。紙背和歌懷紙。

●如七 正徳五年十月 一冊（二六・二×一九・二）

表紙「正徳五歳（冬）／右大臣家久」。内容は正徳五年十月一日〜三十日条。紙背和歌懷紙。

●如八 享保二年正月 一冊（一四・二×二〇・七）

表紙「享保二年（春）」。冒頭「享保二歳 右大臣（花押）（年卅一）」。内容は享保二年正月一日〜十四日条。

●如九 享保三年正月〜五月 一冊（一四・一×二〇・八）

表紙「享保年次三歳（春）」。冒頭「享保三歳 右大臣正二位（花押）（卅二）」。内容は享保三年正月一日〜五月一日条。記事中に書状を貼付した箇所が多い。

●如一〇 享保三年三月 一冊（一四・二×二〇・五）

表紙「享保三年」。冒頭「享保三年 右大臣（花押）」。内容は古今集講釈に関する享保三年三月八日条。

●如一 享保七年五月 一冊（一五・六×二二・六）

表紙外題無し。内容は享保七年五月三日〜十三日条。反古を再利用。

●如一二 享保十一年六月（蒙関白詔私記） 一冊（三二・〇×二二・

二）

表紙「享保十一年（蒙関白詔私記）／関白左大臣家久」。冒頭「享保十一年 関白左大臣家久（四十歳）」。内容は享保十一年六月一日条で、関白詔宣下に関する別記。内容が重複する如一三の同日条には「今日詔宣下拝賀、天晴、在別記」とあり、この「別記」に該当するものか。奥書に「宣下拝賀一會任思出少々書綴、於雜事者長富・孝道（進應）（大徳）等所令筆記、依之略之了」とあり、詳細は家司にも記録させている。家司の記録である『雜事日記』の同日条はここに見える進藤長富と今大路孝道が担当し、そこにも「一會別記有之、仍略之」とあり、家司側でも別に詳細な記録を残している。

●如一三 享保十一年六月〜九月 一冊（一五・〇×二二・七）

表紙「享保十一年（六月ヨリ／至九月）」。冒頭「六月 関白左大臣」。内容は享保十一年六月一日〜九月二十九日条。

●如一四 享保十一年十月〜十二月 一冊（一五・八×二二・〇）

表紙「享保十一年（冬）」。内容は享保十一年十月一日〜十二月三十日条。

●如一五 享保十二年二月・三月 一冊（一五・八×二二・一）

表紙「享保十二歳（二月／三月）」。内容は享保十二年二月一日〜三月二十日条。

以上のほか、現状で「予」番号が付されていない日記原本もある。

●近／二四四／一五三 正徳元（宝永八）年十月 一冊（三一・八×二二・六）

陽明文庫典籍目録甲号記載のもの。表紙「拝賀記／内大臣左大将（花押）」。表紙見返「今年二月廿五日任槐、幸甚々々、／内大臣從二位兼行左近衛大将藤原朝臣家久（歳廿五）」。内容は正徳元年十月二十三日

条で、任内大臣拝賀に関する別記。末尾に「拝賀次第并里第儀」（次第）を貼付する。

●二二九五三 正徳四年正月 一冊（一六・五×二三・〇）

一般文書目録掲載のもの。表紙無し。内容は正徳四年正月一日～四日条で、如三・二二九五四と重複する別本。記事の文言はこれらの両方とも微妙に異なっている。

●二二九五四 正徳四年正月～四月 一冊（三四・四×二三・七）

一般文書目録掲載のもの。表紙外題無し。内容は正徳四年正月一日～三月十四日、四月一日～二十二日条（末尾に正月十一日途中～十四日途中を記す反故あり）で、如三・如四・二二九五三と重複する別本。記事の文言はこれらのいずれとも微妙に異なっている。

なお、東京大学史料編纂所所蔵の写真帳『家久公記』一（請求記号六一七三／二一三／一）の最初に収められている元禄六年十一月記は、陽明文庫典籍目録甲号掲載の「元禄六年家久元服前後記」（近／二四四／一九五）である。外題は無いが、内容は前半が『基瀬公記』（応一一五）の抄出、後半は『家瀬公記』（予一〇）の抄出で、家久の日記ではない。

ウ、『内前公記（大解脱院記）』

二十三代内前の日記原本。その諡号「大解脱院」に因み、「大一一」以下の番号が付されている。内前の日記は体裁がよく整っており、別記を除くと、関白宣下を受けた翌日から始まる。大二から大九までの八冊は無地の表紙の横帳で、記事は毎日清書されている。一方、大一一〇から大一二〇までの十一冊には文様のある表紙が用いられ、日付は断続的であるが、宝暦事件を中心に詳しく記録し、話題毎に朱合点を付している。

●大一一 宝暦三年十一月 一冊（三〇・二×二〇・七）

表紙「宝暦三歳（十一月）」。冒頭「宝暦三癸酉歲 左大臣内前」。内容は宝暦三年十一月十六日・十七日新嘗祭別記。

●大一二 宝暦七年三月 一冊（一四・八×二〇・五）

表紙「宝暦七年（三月）」。内容は宝暦七年三月十七日～三十日条。

●大十三 宝暦七年四月 一冊（一四・八×二〇・五）

表紙「宝暦七年（四月）」。内容は宝暦七年四月一日～三十日条。

●大十四 宝暦七年五月 一冊（一四・八×二〇・五）

表紙「宝暦七年（五月）」。内容は宝暦七年五月一日～二十九日条。

●大十五 宝暦七年六月 一冊（一四・八×二〇・五）

表紙「宝暦七年（六月）」。内容は宝暦七年六月一日～三十日条。

●大十六 宝暦七年七月 一冊（一五・〇×二〇・四）

表紙「宝暦七年（七月）」。内容は宝暦七年七月一日～二十九日条。

●大十七 宝暦七年八月 一冊（一四・九×二一・〇）

表紙「宝暦七年（八月）」。内容は宝暦七年八月一日～三十日条。

●大十八 宝暦七年九月 一冊（一四・九×二〇・七）

表紙「宝暦七年（九月）」。内容は宝暦七年九月一日～三十日条。

●大十九 宝暦七年十月 一冊（一四・九×二〇・七）

表紙「宝暦七年（十月）」。内容は宝暦七年十月一日～二十九日条。

●大二〇 宝暦七年七月・八月 一冊（二七・四×一九・九）

表紙「一／宝暦七年（自七月十一日／至八月十二日）」。表紙見返「関白内前 三十歳」。内容は宝暦七年七月十一日～八月十二日条で、日付は断続的。

●大一一 宝暦七年八月～十月 一冊（二七・七×一九・九）

表紙「二／宝暦七年（自八月十三日／至十月十九日）」。内容は宝暦七年八月十三日～十月十九日条で、日付は断続的。

●大一二 宝暦八年正月～五月 一冊（二七・六×二〇・〇）

表紙「三／宝暦八年（自正月廿七日／至五月廿五日）」。表紙見返「関白内前 三十一歳」。内容は宝暦八年正月二十七日～五月二十五日条で、日付は断続的。

●大二三 宝暦八年五月・六月 一冊（二七・七×二〇・〇）

表紙「四／宝暦八年（自五月廿九日／至六月十五日）」。内容は宝暦八年五月二十九日～六月十五日条で、日付は断続的。

●大一四 宝暦八年六月 一冊（二七・六×二〇・〇）

表紙「五／宝暦八年（自六月十六日／至同月晦日）」。内容は宝暦八年六月十六日～二十四日・二十七日～三十日条。

●大一五 宝暦八年七月 一冊（二七・六×二〇・〇）

表紙「六／宝暦八年（自七月朔日／至同月十九日）」。内容は宝暦八年七月一日～十九日条で、日付は断続的。

●大一六 宝暦八年七月 一冊（二七・六×一九・九）

表紙「七／宝暦八年（自七月二十日／至同月廿三日）」。内容は宝暦八年七月二十日～二十三日条。

●大一七 宝暦八年七月 一冊（二七・六×二〇・〇）

表紙「八／宝暦八年（自七月廿四日／至同月廿九日）」。内容は宝暦八年七月二十四日～二十九日条。

●大一八 宝暦八年八月 一冊（二七・七×二〇・〇）

表紙「九／宝暦八年（自八月二日／至同月晦日）」。内容は宝暦八年八月二日～三十日条で、日付は断続的。

●大一九 宝暦八年九月～十二月 一冊（二七・七×二〇・〇）

表紙「十／宝暦八年（自九月三日／至十二月九日）」。内容は宝暦八年九月三日～十二月九日条で、日付は断続的。

●大二〇 宝暦九年二月～十年二月 一冊（二六・三×一九・八）

表紙「十一／宝暦（九／十）年（自九年二月十四日／至十年二月十三

日）」。内容は宝暦九年二月十四日～同十年二月十三日条で、日付は断続的。

●大二一 宝暦十二年七月・八月 一冊（三〇・四×二三・五）

表紙「宝暦十二年七月（七月《十一日已後》／八月一日）」。内容は宝暦十二年七月十一日～八月一日条。大二十一～三は毎日清書している。

●大二二 宝暦十二年八月 一冊（三〇・五×二三・五）

表紙「宝暦十二年八月（八月《二日より廿一日迄》）」。内容は宝暦十二年八月二日～八月二十一日条。

●大二三 宝暦十二年八月・九月 一冊（三〇・五×二三・六）

表紙「宝暦十二年八月（八月《廿二日已後》／九月《十二日迄》）」。内容は宝暦十二年八月二十二日～九月十二日条。

●大二四 寛延三年・宝暦元（寛延四）年（桜町天皇諒闇記） 一冊

表紙「寛延」、表紙見返貼紙「桜町院諒闇記／寛延三年」。内容は寛延三年四月二十二日～宝暦元（寛延四）年五月十七日条で、日付は断続的。片面十四行の罫紙を利用。

●大二五 安永八年（後桃園天皇諒闇記） 一冊

表紙「安永」、表紙附箋「後桃園院諒闇記／安永八年 二冊之内」。内容は後桃園天皇諒闇の記録で、基本的に日を逐って書く様式ではない。片面十四行の罫紙を利用。

●大二六 安永八年（後桃園天皇諒闇記） 一冊

表紙「安永（洞中 里亭）」。表紙貼紙「後桃園院諒闇記／安永八年 二冊之内」。内容は後桃園天皇諒闇の記録で、前冊同様、基本的に日を逐って書く様式ではない。片面十四行の罫紙を利用。

なお、史料編纂所所蔵の写真帳『内前公記』三（請求記号六一七三／二〇八／三）の最後に収められている冊は、陽明文庫典籍目録甲号掲載

の「無題」（近／一六九／一一）で、内前の日記ではない。外題は無いが、内容は明和六年六月十七日／二十九日条の記録である。実は『近衛家御用雑記』と称される家司記の一部で、同じく史料編纂所所蔵写真帳第一〇九冊（請求記号六一七三／三五六／一〇九）に入るべきものである。

工、『経熙公記（後予楽院記）』

二十四代経熙の日記原本。その諡号「後予楽院」に因み、「後予一」以下の番号が付されている。経熙はほぼ毎日記事を書いている点特徴的である。

●後予一 安永九年正月／七月 一冊（二五・七×一七・四）

表紙「〔諒闇〕安永九年日記〔七月迄〕」。内容は安永九年正月一日／七月二十九日条。奥書に「自今年書之、／甚狼藉、不許他見者也、／（花押）」とあり、この年から日記を起筆している。

●後予二 安永九年八月／十二月 一冊（二四・三×一七・四）

表紙「安永九年日記〔従八朔／至十二月〕」。内容は安永九年八月一日より十二月二十九日条。

●後予三 天明元（安永十）年正月／六月 一冊（二四・四×一七・五）

表紙「安永十年〔四月二日／改元天明〕」。内容は天明元年正月一日／六月三十日条。

●後予四 天明五年九月／十二月 一冊（一六・六×四六・六）

表紙「天明〔乙巳〕五年〔従九月十九日／書始〕／内大臣（花押）〔廿五歳〕」。内容は天明五年九月十九日／十二月三十日条。紙背文書あり。

●後予五 天明六年正月／三月 一冊（一六・七×四六・六）

表紙「天明六丙午歳〔従正月〕／内大臣経熙〔廿六才〕」。内容は天明

六年正月一日／三月二十九日条。紙背文書あり。文書を貼付している箇所も多い。冒頭に「委曲可清書、恐尠未尽其意、」とあり、清書すべきものとしている。

●後予六 天明六年四月／十二月 一冊（一六・八×四六・八）

表紙「天明六年〔従四月〕／内大臣経熙」。内容は天明六年四月一日／十一月十五日・二十一日／二十七日、十二月一日・二日・五日・六日条。紙背文書あり。

●後予七 天明七年二月／七月 一冊（一三・二×一九・四）

表紙「天明七年〔従二月朔日／至七月三十日〕」。冒頭「天明七年〔丁未〕内大臣（花押）〔廿七歳〕」。内容は天明七年二月一日／五月二十二日、六月九日／七月三十日条。

●後予八 天明七年八月／十一月 一冊（二六・七×一九・五）

表紙「天明七年〔従八月一日〕」。内容は天明七年八月一日／十月八日・二十日・二十五日／十一月十日条。

●後予九 天明八年十二月／寛政元（天明九）年二月 一冊（二九・一×二二・二）

表紙「従天明八年十二月二日 同九年〔己酉〕正月／至寛政元年二月／為寛政元〔正／廿五〕／改元備忘録」。内容は天明八年十二月二日／六日・十日・十二日・十四日／二十日・二十四日／二十六日、寛政元（天明九）年正月一日／二十五日条の寛政改元別記。

オ、『基前公記（証常楽院記）』

二十五代基前の日記原本。その諡号「証常楽院」に因み、「証一」以下の番号が付されている。

●証一 寛政十年正月／三月 一冊（二九・八×二二・二）

表紙「寛政十〔戊午〕歳／日記／自正月元日／権大納言兼左大将基前

〔花押〕。表紙見返「不可有怠慢、事々細蜜可記事」、内扉表「十六才〔花押〕／権大納言藤原基前／兼左近衛大将」。内容は寛政十年正月一日～三月十八日条。冒頭に「寛政十戊午歳日記」と記しており、この年から日記を起筆したものと思われる。

●証二 享和元（寛政十三）年正月 一冊（二六・八×一九・六）

表紙「為享和元」寛政十三歳（従正月一日／至）。内扉「内大臣〔花押〕（十九才）／寛政十三（辛酉）歳（従正月一日）」。内容は享和元年正月一日～六日条。

●証三 文化元（享和四）年正月～五月 一冊（二三・八×二〇・五）

表紙「為文化元」享和四甲子歳（従正月）。「内大臣藤原〔花押〕（歳廿二）／兼左大将左馬寮御監等」。内容は文化元年正月一日～五月十一日条。

●証四 文化三年正月 一冊（二三・八×二〇・五）

表紙「文化第三歳次丙寅（自正月）／従一位内大臣〔花押〕（歳廿四）」。内容は文化三年正月一日～十六日条。十二月十九日条草案別紙あり。

●証五 文化四年正月 一冊（二三・八×二〇・七）

表紙「文化四丁卯歳（自正月）／従一位内大臣〔花押〕（歳廿五）」。内容は文化四年正月一日～二月八日条。

●証六 文化五年正月 一冊（二三・九×二〇・五）

表紙「文化五戊辰歳（自正月）／従一位内大臣〔花押〕（歳廿六）」。内容は文化五年正月一日～二十八日条。

●証七 文化六年正月 一冊（二三・五×二〇・八）

表紙「文化六己巳歳（自正月）／従一位内大臣〔花押〕（歳廿七）」。内容は文化六年正月一日～二十四日条。

●証八 文化七年正月 一冊（二三・八×二〇・八）

表紙「文化七庚午歳（自正月）／従一位内大臣〔花押〕（歳廿八）」。内容は文化七年正月一日～三月八日条。

●証九 文化八年正月～文政二年正月 一冊（一六・六×四五・二）

表紙「文化八年／備忘」。内容は文化八年正月一日～文政二年正月七日条。日付は断続的で、儀礼や叙任等に関する記事が多い。

●証一〇 文化十年正月 一冊（二三・四×二〇・二）

表紙外題無し。内容は文化十年正月一日～二十四日条。

●証一一 文化十一年四月～同十四年正月 一冊（一六・六×四五・七）

表紙「文化十一年」。内容は文化十一年四月二日～同十四年正月十日条。証九と同様に日付は断続的。

●証一二 文化十二年三月～四月 一冊（二三・四×二〇・四）

表紙「文化十二歳次（乙亥）三月」。「左僕射藤原〔花押〕」。表紙見返にこの年の略暦を貼付している。内容は文化十二年三月二十三日・二十五日・二十六日、四月十五日～二十日条。

●証一三 文化十二年三月～五月 一冊（一三・四×二〇・二）

表紙外題無し。内容は文化十二年三月二十六日～四月十五日・二十一日～二十三日、五月二十日・二十一日条の簡単な旅行記。表紙見返に日光から千住までの旅程を記す。

以上のほか、現状で「証」番号が付されていない日記原本もある。

●翠甲 享和二年正月 一紙（三三・〇×三六・七）

折紙。内容は享和二年正月一日・二日条。現状では「翠」、すなわち次項に掲げる忠熙の日記に含まれているが、左の二二九五六と同じく基前の日記原本と考えられる。

●二二九五六 享和三年正月 一紙（三二・三×四五・五）

一般文書目録記載のもの。折紙。冒頭「内大臣〔花押〕（歳廿一歳）」。

内容は享和三年正月一日～八日条。紙背仮名消息。

力、『忠熙公記（後三藐院記）』

二十六代忠熙の日記原本。その号「翠山」に因み、「翠一」以下の番号が付されている。

●翠一 文政三年六月～十二月 一冊（一八・三×二六・一）

表紙「忠熙（花押）／草紙」、表紙貼紙「文政三年」。内容は文政三年六月十二日～七月二日・七日・十二日～九月二日、十月一日～十二月三十日条。もとは陽明文庫一般文書目録に記載されていたもので、表紙に「二二九五七」のラベルが貼付されている。

●翠二 文政四年正月～四月 一冊（一八・二×二五・七）

表紙「忠熙（花押）／草紙」、表紙貼紙「文政四年」。内容は文政四年正月一日～四月二十九日条。もとは陽明文庫一般文書目録に記載されていたもので、表紙に「二二九五八」のラベルが貼付されている。

●翠三 文政四年五月～十月 一冊（一六・五×二三・四）

表紙「（花押）／日次」。内容は文政四年五月一日～十三日、七月二十六日、八月一日～十月十二日条。もとは陽明文庫一般文書目録に記載されていたもので、表紙に「二二九五九」のラベルが貼付されている。

●翠四 文政八年正月 一冊（二一・〇×二九・〇）

表紙「文政八（乙酉）歳／日記／（花押）」。裏表紙見返「文政八乙酉歳／内大臣兼左近衛大将（花押）／十八歳」。内容は文政八年正月一日～二十三日条。

●翠五 文政九年正月 一冊（二五・〇×一八・九）

表紙「文政九丙戌歳／日記／正月 正二位内大臣兼行左近衛大将左馬寮御監藤原朝臣忠熙」。最終丁裏「内大臣兼左近衛大将左馬寮御監正二位藤原（花押）」。内容は文政九年正月一日～三十日条。

●翠六 文政十年正月 一冊（二七・一×一九・〇）

表紙「文政十丁亥歳／日記／正月 正二位内大臣兼行左近衛大将左馬寮御監藤原（花押）」。裏表紙見返「内大臣兼左近衛大将藤原（花押）／二十歳」。内容は文政十年正月一日～十五日条。

●翠七 文政十一年正月・二月 一冊（二三・二×一八・一）

表紙「文政十一年／日記／正二位内大臣兼行左近衛大将左馬寮御監藤原忠熙」。内容は文政十一年正月一日・二日・三十日、二月一日～五日条。

●翠八 文政十二年正月 一冊（二七・六×一九・五）

表紙「文政十二年／内大臣忠熙」。内容は文政十二年正月一日条の書きかけ。

●翠九 天保三年正月・二月 一冊（二七・一×二〇・〇）

表紙「天保三壬辰歳／日記」。内容は天保三年正月一日～二月一日条。

●翠一〇 天保四年正月 一冊（二七・八×二〇・一）

表紙「天保四癸巳歳／日記」。内容は天保四年正月一日～二十四日条。

●翠一一 天保五年正月・四月・六月・七月 一冊（二五・七×一九・六）

表紙外題無し。内容は天保五年正月一日、四月一日～十九日、六月一日～七月二日条。

●翠一二 天保六年四月・六月 一冊（二五・八×一九・五）

表紙「天保六乙未歳／日記」。内容は天保六年四月一日～十四日、六月十六日～三十日条。

●翠一三 天保七年正月 一冊（二三・八×二二・三）

表紙「天保七年／日記／正月」。内容は天保七年正月一日～二十九日条。紙背文書あり。

●翠一四 天保七年二月・三月 一冊（一四・一×二二・三）

- 表紙「天保七年／日記／二月三月」。内容は天保七年二月一日～三月二十九日条。紙背文書あり。
- 翠一五 天保七年四月～六月 一冊（二五・〇×二〇・八）
表紙「天保七年／日記／從四月至六月」。内容は天保七年四月一日～六月二十九日条。紙背文書あり。
- 翠一六 天保七年七月・八月 一冊（二四・四×二一・八）
表紙「天保七年／日記／從七月至八月」。内容は天保七年七月一日～八月二十九日条。紙背文書あり。
- 翠一七 天保七年九月～十一月 一冊（一四・四×二一・二）
表紙「天保七年／日記／從九月至十二月」。内容は天保七年九月一日～十一月十二日条。紙背文書あり。
- 翠一八 天保八年正月 一冊（一八・一×二二・九）
表紙「天保八丁酉歳／日記／從正月至二月」。内容は天保八年正月一日～二十日条。
- 翠一九 天保八年三月・四月 一冊（二四・三×二一・七）
表紙「天保八（丁酉）歳／日記／從三月至四月」。内容は天保八年三月一日～十八日、四月一日～二十九日条。紙背文書あり。
- 翠二〇 天保八年五月・六月 一冊（二四・四×二一・六）
表紙「天保八（丁酉）歳／日記／五月（ヨリ）至六月」。内容は天保八年五月一日～六月五日、十五日～二十日条。紙背文書あり。
- 翠二一 天保八年七月 一冊（二六・五×一九・八）
表紙外題無し、表紙貼紙「忠愍公記（天保八年）」。内容は天保八年七月一日～十八日条。
- 翠二二 天保八年八月 一冊（二二・七×一九・四）
表紙「天保八（丁酉）歳／日記／八月」。内容は天保八年八月一日～二十六日条。
- 翠二三 天保八年八月・九月 一冊（二二・八×一九・五）
表紙「天保八（丁酉）歳八月／日記／從八月」。内容は天保八年八月二十七日～九月十八日条。
- 翠二四 天保九年正月 一冊（三〇・七×二一・一）
表紙「天保九戊戌歳／日記」。内容は天保九年正月一日～二十一日条。翠六三と重複する部分があるが、表現は微妙に異なっている。
- 翠二五 天保九年七月 一冊（二三・七×一九・四）
表紙「天保九（戊戌）歳」。内容は天保九年七月一日～二十日、八月一日～四日条。
- 翠二六 天保十一年十一月・十二月 一冊（一一・六×一六・六）
表紙「天保十一（庚子）歳／十一月十七日ヨリ／至十二月晦日」。内容は天保十一年十一月十七日～二十四日・二十六日～十二月三十日条。
- 翠二七 天保十二年正月～八月 一冊（一一・四×一六・六）
表紙「天保十二（辛丑）歳／從正月／日記」。内容は天保十二年正月一日～四月六日・一八日、五月一日～六月五日・十一日、七月一日、八月一日～三日・十七日～二十三日条。
- 翠二八 天保十二年十月～十二月 一冊（一五・一×二一・〇）
表紙「天保十二年從十月八日／日記／十二月十日まで」。内容は天保十二年十月八日～十一月十二日・十九日～二十六日、十二月一日～十二日条。紙背文書あり。
- 翠二九 天保十二年十二月 一冊（一一・四×一六・六）
表紙「天保十二年／日記／十二月十一日ヨリ」。内容は天保十二年十二月十一日～二十九日条。
- 翠三〇 天保十三年正月 一冊（二六・八×一九・二）
表紙「天保十三壬寅歳／日記／從正月」。内容は天保十三年正月一日～十三日条。

- 翠三一 天保十三年二月 一冊（一八・四×一二・九）
表紙「天保十三年從二月／日記」。内容は天保十三年二月一日～二十三日、五月二十日～六月二十八日条。
- 翠三二 弘化元（天保十五）年三月 一冊（一四・六×二一・〇）
表紙「天保十五（甲辰）歳／日記／從三月朔日」。内容は弘化元年三月一日～五月五日・八日・十三日～二十三日、六月一日・三日・五日・十四日～二十日・二十二日～七月二十日、九月一日～十六日条。
紙背文書あり。
- 翠三三 弘化二年正月～九月 一冊（二三・七×一九・四）
表紙「弘化二（乙巳）歳／日記／從正月 忠熙」。内容は弘化二年正月一日～三月二十日・二十三日～六月二十二日、七月一日～八月九日、九月一日～十一日条。
- 翠三四 弘化三年正月 一冊（一四・六×二一・一）
表紙「弘化三（丙午）歳／日記」。内容は弘化三年正月一日～二十五日条。
- 翠三五 弘化三年三月～閏五月 一冊（一三・七×二〇・三）
表紙「弘化三丙午歳（從三月）」。内容は弘化三年三月一日～閏五月二十八日条。
- 翠三六 弘化三年九月～十一月 一冊（二〇・九×一五・二）
表紙「弘化三（丙午）歳／日記／從九月」。内容は弘化三年九月一日～十一月七日条。
- 翠三七 弘化四年三月・五月 一冊（二三・三×一九・八）
表紙「弘化四（丁未）歳／日記」。内容は弘化四年三月一日～二十一日、五月一日～七日・十一日～十三日条。
- 翠三八 弘化四年七月 一冊（二二・八×一九・九）
表紙「弘化四年」。内容は弘化四年七月一日～十五日条。
- 翠三九 弘化四年十一月 一冊（一三・〇×一九・九）
表紙「弘化四從七月」。内容は弘化四年十一月一日～四日条。
- 翠四〇 弘化五年正月 一冊（二三・一×一九・三）
表紙「弘化五戊申歳／日記／從正月」。内容は弘化五年正月一日～二十五日条。
- 翠四一 嘉永二年四月 一冊（二二・三×一八・九）
表紙「嘉永元（己酉）歳／日記」。内容は嘉永二年四月一日～九日条。
- 翠四二 嘉永六年正月 一冊（二七・一×一九・四）
表紙「嘉永六年／正月」。内容は嘉永六年正月一日～七日条。
- 翠四三 安政元（嘉永七）年七月 一冊（二七・二×一九・六）
表紙「嘉永七癸丑歳／日記」。内容は安政元年七月一日～四日・十五日～二十九日条。
- 翠四四 安政元（嘉永七）年閏七月・八月 一冊（二二・〇×一九・二）
表紙「嘉永七年」。内容は安政元年閏七月一日～八月九日条。
- 翠四五 安政元（嘉永七）年十月・十一月 一冊（二六・六×一八・八）
表紙「為安政元（十一月廿七日改元）／嘉永七甲寅歳／日記／從十月」。内容は安政元年十月一日～十一月二十二日条。
- 翠四六 安政二年正月・二月・六月 一冊（二七・八×一九・七）
表紙「安政二乙卯歳／日記／從正月」。内容は安政二年正月一日～二月十四日、六月一日～二十三日条。
- 翠四七 安政三年正月 一冊（二七・二×二〇・一）
表紙「安政三年（丙辰）歳／日記／正月」。内容は安政三年正月一日～三十日条。
- 翠四八 安政三年二月 一冊（二七・二×二〇・五）

表紙「安政三〈丙辰〉歳／日記／二月」。内容は安政三年二月一日～二十九日条。

●翠四九 安政三年三月 一冊（二七・四×二〇・五）
表紙「安政三〈丙辰〉歳／日記／三月」。内容は安政三年三月一日～二十九日条。

●翠五〇 安政三年四月～六月 一冊（二六・八×二〇・五）
表紙「安政三年／日記／從四月至六月」。内容は安政三年四月一日～六月十九日条。

●翠五一 安政三年七月・八月 一冊（二六・九×二〇・六）
表紙「安政三〈丙辰〉歳／日記／從七月八月マテ」。内容は安政三年七月一日～八月一日条。

●翠五二 安政三年十月～十二月 一冊（二六・六×二〇・三）
表紙「安政三〈丙辰〉歳／日記／從十月到十二月」。内容は安政三年十月一日～十二月三十日条。

●翠五三 安政四年正月・二月 一冊（二六・六×二〇・〇）
表紙「安政四丁巳歳／日記／從正月至二月」。内容は安政四年正月一日～二月三十日条。

●翠五四 安政四年三月・閏五月 一冊（二六・五×一九・三）
表紙「安政四〈丁巳〉歳／日記／從三月」。内容は安政四年三月一日～十二月、閏五月一日～三日条。

●翠五五 安政四年六月・七月 一冊（二五・四×一九・四）
表紙「安政四年／日記／從六月」。内容は安政四年六月一日～七月十五日条。

●翠五六 安政五年七月・八月 一冊（二六・七×一九・五）
表紙外題無し。内容は安政五年七月一日～八月八日条。
●翠五七 文久元（万延二）年正月 一冊（二五・六×一九・八）

表紙「日記／正月より」、表紙貼紙「万延二〈辛酉〉歳」。内容は文久元年正月一日～七日条。

●翠五八 明治二年正月・二月 一冊（二四・五×一七・二）
表紙「明治二〈己巳〉歳／心覚／正月より」。内容は明治二年正月一日～二月四日条。

●翠五九 明治六年六月～八月 一冊（二三・九×一七・〇）
表紙「明治六年／心覚／六月より」。内容は明治六年六月十日～八月二日条。

●翠六〇 明治七年一月～四月、七月、九月～十二月 一冊（二二・七×一六・五）
表紙「明治七甲戌歳／日記／一月」。内容は明治七年一月一日～四月十一日、七月一日～八日、九月一日～十一月一日、十二月二十七日～二十九日条。

●翠六一 明治八年一月・四月 一冊（二三・一×一六・三）
表紙「明治八乙亥歳／日記／一月」。内容は明治八年一月一日～九月、四月一日条。翠巳・翠午に七月以降の記事が続く。

●翠六二 明治十一年一月 一冊（二二・一×一四・一）
表紙「明治十一戊寅歳／一月」。内容は明治十一年一月一日～三十一日条。

●翠六三 天保九年正月 一冊（二五・八×一八・八）
表紙「天保九戊戌歳／日記」（初め「天保二辛卯歳」と書き「九戊戌」の三字を記した貼紙により改めている）。内容は天保九年正月一日～五日条。翠二四と重複する部分があるが、表現は微妙に異なっている。

●翠六四 明治三年正月～四月 一冊（二四・三×一七・〇）
表紙貼紙「忠熙公〈明治三年〉」、朱陽刻丸印「忠熙」。内容は明治三

年正月四日～四月四日条まで、断続的に来翰を中心に記録する。

- 翠六五 明治三年十二月・同四年正月 一冊（二五・〇×一七・七）
表紙貼紙「忠熙公（明治三年）」。内容は明治三年十二月十八日～同四年正月十九日条まで、断続的に来翰を中心に記録する。

このほか、以下の「翠甲」以下（戌まで）と「翠子」以下（申まで）も日記原本と共に整理されている。これらは忠熙や家司による記録と考えられるが、「翠甲」は前項基前の日記原本である。

- 翠甲 享和二年正月 一紙（三三・〇×三六・七）
折紙。内容は享和二年正月一日・二日条。忠熙は文化五年（一八〇八）誕生で、享和二年（一八〇二）にはまだ生まれていない。前項の基前の日記原本の一部と考えられる。
- 翠乙 亀御方例記 嘉永五年正月～三月、五月・六月 一冊（二三・二×一七・〇）

表紙「嘉永五（壬）歳書抜／（亀御方）例記／従正月」。内容は嘉永五年正月一日～五日・七日～十日・十五日・十九日・二十二日～二十五日・三十日、二月・三月一日・五月五日・六月二十九日・七月七日条。「亀御方」に仕える家司の記録。

- 翠丙 明治元（慶応四）年四月 一冊（二三・〇×一六・七）
表紙「慶応四（戊辰）年四月／御下坂／日記／御側」。内容は明治元年四月十二日～二十四日条で、忠熙の大坂下向に関する家司の日記。
- 翠丁 摂州有馬表御下向日記 明治二年三月 一冊（二三・七×一六・一）

表紙「明治二（己巳）年（三月廿一日御発途／四月十五日御帰洛）／摂州有馬表御下向／日記」。内容は明治二年三月十七日・十八日・二十日～四月十六日・二十九日条。記事の冒頭に「大御所様近年御足痛（忠熙）

二付、為御湯治有馬表工御下向」とあり、忠熙の有馬温泉湯治下向に関する家司の日記。

- 翠戊 有馬なまり 明治二年三月・四月 一冊（二四・二×一六・二）
表紙「有馬なまり」。内容は明治二年三月二十一日～四月十五日条。冒頭に「大殿とし（忠熙）ころなやみたまふ事のまし、ければ、奥書に「明治といふとせ なか義しるす」とあり、忠熙の有馬湯治下向に供奉した家司の進藤長義が仮名で記録した日記。

- 翠子 慶応元（元治二）年十月～十二月 一冊（二二・三×一六・〇）
表紙「慶応元（乙丑）歳／日記／従十月」。内容は慶応元年十月一日～十二月二十九日条。翠子と翠辰は家司の日記と考えられる。
- 翠丑 明治元（慶応四）年正月～五月 一冊（二一・八×一六・六）
表紙「慶応四（戊辰）歳／日記／正月より五月（三）至」。内容は明治元年正月一日～五月三十日条。
- 翠寅 明治元（慶応四）年六月 一冊（二三・〇×一六・四）

表紙「慶応四（戊辰）歳／明治元年（九月八日／改元）／日記／六月より九月迄」。内容は明治元年六月一日～九月二十九日条。

- 翠卯 明治二年七月～九月、十一月・十二月 一冊（二三・二×一六・九）
- 表紙「明治二（己巳）歳／日記／七月より」。内容は明治二年七月一日～九月二十一日、十一月一日～十二月三十日条。
- 翠辰 明治三年正月～四月 一冊（二三・九×一七・〇）
表紙「明治三（庚午）歳／日記／従正月」。内容は明治三年正月一日～四月六日条。

●翠巳 明治八年七月・八月 一冊（二三・一×一六・一）
表紙「明治八年（乙亥）／日記／七月（旧五月廿八日／より）八月（旧七月／迄）」。内容は明治八年七月一日～九月四日条。翠六一の次

に入るもの。翠巳と翠申は忠熙の日記と考えられる。

- 翠午 明治八年九月・十月・十二月 一冊（二四・六×一七・七）

表紙「明治八年（乙亥）／従九月」。内容は明治八年九月一日～十月三十一日、十二月一日～十日条。

- 翠未 明治九年一月・二月・七月～十月 一冊（二四・一×一六・六）

表紙「明治九年」。内容は明治九年一月一日、二月一日・二日、七月一日～十月二十日条。

- 翠申 明治十年七月 一冊（二一・六×一四・四）

表紙「明治十年七月」。内容は明治十年七月一日～十六日条。

キ、『忠房公記』

二十七代忠房の日記原本。その号「光山」に因み、「光一」以下の番号が付されている。最初に厚冊の日記帳を用意して記事を毎日書き、基本的に一年一冊または二冊としている点の特徴である。

- 光一 嘉永五年正月～十二月 一冊（二一・四×一六・九）

表紙「嘉永五（壬子）歳／日記／自正月 忠房」。冒頭に「操出」（目録）あり。内容は嘉永五年正月一日～十二月二十九日条。

- 光二 嘉永六年正月～十二月 一冊（二一・四×一六・八）

表紙「嘉永六（癸丑）歳／日記／自正月」。冒頭に「操出」（目録）あり。内容は嘉永六年正月一日～十二月三十日条。末尾に地震に関する安政元年六月十五日条の草稿がある。

- 光三 安政元（嘉永七）年正月～十二月 一冊（二一・一×一七・一）

表紙「（為安政元）嘉永七（甲寅）歳／日記／自正月 忠房」、見返「権大納言忠房」。裏表紙見返「権大納言藤原忠房」。冒頭に「操出」（目録）あり。内容は安政元年正月一日～四月六日・十六日～十二月三十日条。

- 光四 安政二年正月～十二月 一冊（二一・九×一七・〇）

表紙「安政二（乙卯）歳／日記／従正月 忠房」。遊紙裏「（于時）権大納言正三位忠房」。冒頭に「操出」（目録）あり。内容は安政二年正月一日～十二月二十九日条。

- 光五 安政三年正月～十二月 一冊（二一・〇×一七・〇）

表紙「安政三（丙辰）歳／日記／従正月 従二位行権大納言藤原朝臣忠房」。冒頭に「操出」（目録）あり。内容は安政三年正月一日～十二月三十日条。

- 光六 安政四年正月～六月 一冊（二一・九×一七・二）

表紙「安政四（丁巳）歳／日記／春夏 忠房」。内容は安政四年正月一日～六月三十日条。

- 光七 安政四年七月～十二月 一冊（二一・〇×一七・一）

表紙「安政四（丁巳）歳／日記／従文月 忠房」。本文末尾に「正二位権大納言／忠房（二十一才）」と記す。内容は安政四年七月一日～十二月三十日条。

- 光八 安政五年正月～七月 一冊（二一・八×一七・一）

表紙「安政五（戊午）歳／日記／春夏 忠房」。内容は安政五年正月一日～七月二十九日条。

- 光九 安政五年八月～十二月 一冊（二一・三×一九・三）

表紙「安政五（戊午）歳／日記／従八朔 正二位行権大納言藤原朝臣忠房」、表紙見返「正二位行権大納言藤原朝臣忠房」。裏表紙見返「正二位行権大納言藤原朝臣忠房（年二十一）」。冒頭に目録あり。内容は安政五年八月一日～十一月十一日、十二月二十七日～三十日条。

- 光一〇 関東逗留中日記 安政五年十一月・十二月 一冊（二二・〇×一四・一）

表紙「安政五（戊午）歳／関東逗留中日記／自十一月廿七日 忠

房」。内容は安政五年十一月二十七日～十二月四日条で、江戸滞在中の日記。

●光一一 安政六年正月～八月 一冊（二二・四×一九・八）

表紙「安政六〔己未〕年／日記／自正月 正二位行権大納言忠房」。

裏表紙見返「正二位行権大納言藤原忠房〔二十二才〕」。内容は安政六年正月一日～八月六日条。

●光一二 安政六年八月～十一月 一冊（二二・六×一八・五）

表紙「安政六〔己未〕歳／日記／従八月七日 権大納言〔花押〕」。裏

表紙見返「正二位行権大納言藤原朝臣忠房〔行年二十二才〕」。内容は安政六年八月七日～十一月五日条。

●光一三 万延元（安政七）年正月～九月 一冊（二二・七×一九・一）

表紙「〔為万延元 三月十八日改元〕安政七〔庚申〕歳／日記／従正月

月〔花押〕」。内扉表「万延元歳／正二位行権大納言藤原朝臣忠房〔于時廿三才〕」。本文末尾「正二位行権大納言藤原忠房〔于時廿三才〕」、裏表紙見返「〔花押〕〔廿三才〕」。内容は万延元年正月一日～九月八日条。

●光一四 万延元年九月～十二月 一冊（二三・〇×一八・四）

表紙「万延元年／日記／従重陽〔花押〕」。内容は万延元年九月九日

～十二月三日条。

●光一五 文久元（万延二）年正月～八月 一冊（二二・〇×一八・四）

表紙「万延二〔辛酉〕歳／日記／従正月 忠房」。遊紙「正二位行権

大納言藤原朝臣忠房記〔于時二十四歳〕」。本文末尾「正二位行権大納言藤原朝臣忠房〔于時廿四歳〕」。内容は文久元年正月一日～八月二十四日条。

●光一六 文久二年正月～十二月 一冊（二二・八×一九・六）

表紙「文久二〔壬戌〕歳／日記／従正月」、表紙見返「正二位行権大

納言藤原朝臣〔花押〕〔二十五歳〕」。遊紙「正二位行権大納言兼左近衛大将左馬寮御監藤原朝臣忠房〔二十五才〕」（他の三箇所にも同様の自署あり）。内容は文久二年正月一日～四月六日・八日～十二月二十九日条。

●光一七 文久三年正月～三月 一冊（二二・四×一九・〇）

表紙「文久三〔癸亥〕歳／日記／従正月〔花押〕」、表紙見返「忠房

〔于時廿六歳〕」。内容は文久三年正月一日～三月一日条。

●光一八 春日祭参向旅中日記 慶応元（元治二）年二月 一冊（二六・八×一九・二）

表紙「元治二年二月十七日より／春日祭参向之節旅中日記／内大臣正

二位行左近衛大将兼左馬寮御監藤原朝臣忠房」。内容は慶応元年二月十七日～二十日条で、春日祭参向中の日記。

●光一九 慶応三年正月 一冊（二二・六×一九・二）

表紙「慶応三〔丁卯〕歳／日記／正月より 忠房」。遊紙裏「従一位行内大臣藤原朝臣忠房〔于時三十歳〕」。本文末尾「従一位行内大臣藤原忠房〔于時卅才〕」、裏表紙見返「従一位行内大臣藤原朝臣忠房〔于時三十歳〕」。内容は慶応三年正月一日～九日条。

●光二〇 慶応三年十月 一冊（二二・五×一七・八）

表紙「慶応三年／日記／自十月 忠房」。内容は慶応三年十月十四日

～十七日条で、大政奉還に関するもの。

●光二一 明治元（慶応四）年正月～閏四月 一冊（二二・九×一九・四）

表紙「慶応四〔戊辰〕歳／日記／自正月 忠房」、見返「忠房〔三十才〕」。内容は明治元年正月一日～閏四月十九日条。

このほか、忠房筆の覚書原本一冊も日記と共に伝来している。

●光二二 備忘 一冊（二二・四×一六・九）

表紙「安政四歳より／備忘／正二位行権大納言藤原朝臣忠房」。内容は「南祭一ノ大納言次第」と「一夜神事」。

おわりに

以上、近衛家歴代当主のうち、江戸時代中期の二十五代家熙から幕末の二十七代忠房までの日記原本について、目録を提示した。

本稿で示したものは基本的に史料番号が付されて整理されたものであるが、これ以外にも断片的な歴代当主日記が存在する。たとえば、史料編纂所所蔵写真帳『近衛家歴代日記佚出』（請求記号六一七三／二一五）には、いずれも『家熙公記』の、①貞享四年正月記（内容は正月一日～七日条）、②元禄三年正月記（内容は正月一日・二日・十三日～十六日条）、③元禄六年十一月・十二月記（内容は十一月一日～十二月十二日条）、④元禄七年十二月記（内容は十二月三日～二十七日条）、⑤元禄四年正月記（内容は正月一日～五日・十一日・十二日条）、⑥元禄四年閏八月～十一月記（内容は閏八月一日～十一月二十五日条）、⑦元禄六年正月記（内容は正月一日条）、⑧貞享四年三月カ記（内容は三月十日条）が収められている⁶⁾。

右のもの以外にも、さらに目録情報の精緻化を進めるなかで、歴代当主日記を増補できることが想定される。今後、家司が作成した日記も併せて、改めてまとめることとしたい。

注

(1) 尾上陽介「翻刻『近衛家記録十五函目録』」田島公編『禁裏・公家文庫研究』四、思文閣出版、二〇二二年。

(2) 尾上陽介「『基熙公記』の原本について」（同編『禁裏・公家文庫研究第九輯』所収、思文閣出版、二〇二三年）、同『近衛篤磨日記』（東京

大学史料編纂所、公益財団法人陽明文庫、京都府立京都学・歴史館編『陽明文庫講座図録6』所収、二〇二五年）。

(3) 法量（縦×横cm）は、貞函蓋板が四三・一×五二・二で、下層貼紙は四二・〇×五〇・〇、上層貼紙は上下二枚からなり、上方が一八・一前後×五〇・二、下方が一七・〇前後×四八・五である。なお、元・亨・利の三函にも、それぞれ収納する『基熙公記』の目録が貼付されている。注(2)前掲尾上陽介「『基熙公記』の原本について」参照。

(4) 名和修「近衛基熙延宝八年閏東下向関係資料」（村井康彦編『公家と武家 その比較文明的考察』所収、思文閣出版、一九九五年）、緑川明憲『豫楽院鑑 近衛家熙公年譜』（勉誠出版、二〇二二年）参照。

(5) この八冊には「宝暦御記（三月ヨリ十月マデ）」と記した包紙が存在しており、一群を形成している。

(6) それぞれの形状（法量）等は以下の通り。①袋綴冊子一冊（二四・二×一七・三）。②卷子（縦二八・五）、紙背元禄二年仮名暦（九月四日～暦跋）、外題「閏白宣下之事也」。③巻紙一卷（縦二九・〇）、紙背元禄二年仮名暦（暦序～九月三日）。④巻紙一卷（縦二七・七）、紙背元禄六年仮名暦（七月三日～九月十九日）。⑤折紙二紙、一紙目（三〇・九×四三・〇）に正月一日～五日条、二紙目（三二・〇×四二・八）に正月十一日・十二日条を記す。⑥袋綴冊子一冊（二五・三×一八・二）、閏八月一日～九月十六日条途中までは本文全二三丁のうちの第七丁以下の紙背となっている。⑦巻紙一卷（縦二七・九、紙背元禄五年仮名暦（十二月二十日～暦跋）。⑧折紙一紙（三二・〇×四三・〇）、上半分の過半を切除して残りの下半分に記す。

〔附記〕陽明文庫の名和修文庫長・名和知彦事務長の御高配に対し心より感謝申し上げます。